

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和8年3月5日

岩手県知事 達 増 拓 也 殿

岩手県大船渡市盛町字中道下2番地25
大船渡商工会議所
会 頭 米 谷 春 夫

岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地
大船渡市長 淵 上 清

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：金野 正尚

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

岩手県の南東部に位置する当市は、北は釜石市、西は住田町及び陸前高田市に接し、東及び南は太平洋に面している。周辺地域は、急峻な山地が海岸線まで迫っている典型的なリアス式海岸で、奥行き深い大船渡湾を始め、綾里湾、越喜来湾、吉浜湾を有し、海岸線の総延長は159kmで、三陸海岸全体の7分の1を占めている。

当市の災害の歴史を辿ると、明治三陸地震津波(1896年)、昭和三陸地震津波(1933年)、チリ地震津波(1960年)、東日本大震災(2011年)、津波常襲地といわれる所以となる地震津波による甚大な被害をこれまで受けてきた。

こうした状況を踏まえ、当市では自然的条件、社会的条件及び過去の災害状況発生等から、大船渡市地域防災計画において防災・減災対策を定めているほか、将来、主に次のような災害の発生を想定している。

① 地震津波災害

○ 想定する地震

当市に影響を及ぼす恐れのある地震として、内陸直下型地震については「北上低地西縁断層群北部地震」及び「北上低地西縁断層群南部地震」を、海溝型地震については「東北地方太平洋沖地震」「東日本大震災」を含む過去に発生した最大クラスの地震を想定する。

○ 想定する津波

基本的に、次の2つのレベルの津波を想定する

- ・発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波(L2)
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波(L1)

② 風水害

○ 想定する風水害

大雨等によって河川が氾濫した場合の浸水状況について、岩手県県土整備部河川課が公表する想定しうる最大規模の降雨による「盛川水系・盛川」「盛川水系・鷹生川」「綾里川水系・綾里川」「浦浜川水系・浦浜川」浸水想定区域図における浸水想定区域等における風水害を想定する。

○ 想定する土砂災害

岩手県県土整備部砂防災害課が指定する「土砂災害警戒区域」等における土砂災害(土石流、がけ崩れ、地滑り等)を想定する。

③ その他の災害

○ 想定する危険物災害

危険物施設からの石油等危険物の流出事故、高圧ガス・火薬類による災害、毒物・劇物による保安衛生上の危害等を想定する。

○ 想定する林野火災

山林で広範囲にわたり発生する火災を想定する。

○ 想定する農業災害

農作物及び畜産物の気象災害、病原虫及び家畜伝染病のまん延等を想定する。

○ 想定する海上災害

海上における船舶の座礁、衝突、火災、沈没等及びこれらの事故等による海上流出油災害を想定する。

○ 想定する原子力災害

隣接県に原子力事業所が立地していることから、当該事業所において次に掲げる事象が発生した場合を想定する。

ア 原子力事業所内

- ・原子力災害対策指針に示された警戒事態に該当する事象等が発生したとき。
- ・原災法第10条第1項に規定する事象（以下「特定事象」という。）が発生したとき。
- ・原災法第15条第1項各号のいずれかに該当し、原子力緊急事態が発生したとき。

イ 原子力事業所外

- ・市内での核燃料物質等の運搬中の事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したとき。

④ 感染症

新型インフルエンザは、10年から40周年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種が進み、発生直後と比べると重症患者数は減ったものの、未だに感染拡大と縮小を繰り返し、収束の目途は立っていない。

今後も新たな感染症が発生する可能性があり、全国的かつ急速なまん延によって、市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 域内の商工業者の状況

- 商工業者数 1,923 事業所
- 小規模事業者数 1,604 事業所

【内訳(業種別)】

業 種	商 工 業 者 数	小規模 事業者数	備 考 (事業所の立地状況等)
卸売業、小売業	534	384	小売業は市内中心部に多いが 市内に広く分散している
宿泊業、飲食サービス業	191	154	市内中心部に多い
建設業	232	209	市内に広く分散している
製造業	169	136	市内に広く分散しているが、水産 加工業は沿岸部に集積している
生活関連サービス業、娯楽業	210	205	市内に広く分散している
不動産業、物品賃貸業	211	210	市内中心部に多い
その他の業種	376	306	市内に広く分散している
合計	1,923	1,604	

(資料出典：令和3年経済センサス活動調査)

(3) これまでの取組

1) 大船渡市の取組

災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、大船渡市地域防災計画に基づき、行政機関や防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して地域防災の万全を期する災害予防、災害応急対策など所要の施策に取り組んでいる。主な取組は以下のとおり。

① 防災・減災意識の醸成

防災・減災に関する市民意識の啓発、学校における防災教育の充実、震災の伝承、津波ハザードマップ、水害ハザードマップの作成・配布。

② 市防災訓練の充実

行政等の初動体制の構築、防災関係機関との連携、各種通信機器の有効活用等に資する訓練による迅速な避難体制と防災関係機関相互の連携・協力体制の確立

③ 防災体制の強化

避難所運営体制及び避難所環境の整備、災害種別に応じた避難場所の指定、災害情報の伝達体制の充実、備蓄の推進

④ 地域防災力の強化

自主防災組織の設立及び防災資機材整備への支援、自主防災組織向け研修会の開催

⑤ 感染症対策

新型コロナウイルス感染症等の感染症が発生した場合、感染の拡大状況に応じて、関係機関と連携しながら、必要な感染症対策を講じる。

2) 大船渡商工会議所の取組

大船渡商工会議所では、災害発生の際、被災した事業所が早期に事業を再開することが、地域経済へのダメージを最小限に留めるものと考えている。このため、各事業所の、発災直後の適切な初動対応と、以降の復旧・復興に向けた取り組みが重要であると認識している。

当商工会議所では、これまでも、東日本大震災を始めとした激甚災害を度々経験してきており、市内事業所に対して、早期の事業再建に向けた支援の取り組みと、事業継続力強化に向けた支援活動を行ってきた。

① 激甚災害指定後のこれまでの取組

○ 東日本大震災の対応

東日本大震災では、商工会議所の会館自体が被災したが、発災から約1週間後には相談窓口を立ち上げ、市内事業者の相談対応に当たった。実施した支援内容は以下の通り。

- ・大船渡商工会議所内に「特別相談窓口」を設置
- ・市内事業所の安否確認並びに被害状況調査
- ・全国商工会議所からの派遣職員の受け入れ
- ・労働保険事務組合（岩手労働局からの受託業務）の運営による雇用安定支援
- ・小規模企業共済災害時貸付を利用した資金繰り支援
- ・小規模事業者経営改善資金（マル経資金）及び同資金災害対応特別枠（災害マル経）制度等の利活用による資金繰り支援
- ・中小企業基盤整備機構による仮設店舗・仮設工場の事業案内の周知
- ・遊休機械無償マッチング支援プロジェクト事業の実施による事業再開支援
- ・被災事業者向けの各種支援金（公益財団法人・民間支援団体からの受託業務）の申請支援と支給申請受付
- ・大船渡市中小企業被災資産復旧事業費補助金のあっせん業務
- ・岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（グループ補助金）の認定申請（中小企業等グループ復興事業計画書・構成員別事業計画書）に向けた計画策定支援
- ・被災事業者向けの支援施策説明会、ワンストップ相談会の開催並びに補助金等の各種支援策の実行支援
- ・岩手県産業復興相談センター並びに（株）東日本大震災事業者再生支援機構の活用による二重ローンの解消支援
- ・予約型個別商談会「伊達な商談会」の活用による販路開拓の支援
- ・震災対策に関するセミナー、特別講演会の開催
- ・会議所広報紙「商工しおさい」等を通じた各種支援策の周知

○ 大船渡市大規模林野火災における対応

2025年2月に発生した大規模林野火災においては、避難区域エリアに存在する事業所のほか間接被害を受けた事業所の相談対応に当たった。実施した支援内容は以下の通り。

- ・大船渡商工会議所内に「特別相談窓口」を設置
- ・市内事業所並びに避難区域エリアの事業所の被害状況調査
- ・被災事業者向けの支援施策説明会、ワンストップ相談会の開催
- ・会議所広報紙「商工しおさい」を通じた各種支援策の周知
- ・会員向けLINE公式アカウントを活用した各種支援策の周知

※1 令和7年大船渡市大規模林野火災の復旧支援を通じての事業継続力強化計画（ジギョケイ）策定支援について

令和7年2月に発生した「令和7年大船渡市大規模林野火災」においては、その支援策として、岩手県または大船渡市が窓口となる「中小企業被災資産復旧緊急対策費補助金」が創設されたが、補助金実行の要件として、事業継続力強化計画の作成が義務付けられていた。

同補助金を活用し事業の復旧を図ろうとする事業者に対し、事業継続力強化計画の作成を支援した。（令和7年度中の計画策定件数は2社）

※2 激甚災害等大規模災害が発生した際は、国が指定する特別相談窓口も併設し、資金繰りをはじめとした経営相談の対応のほか、各種経営支援情報の発信など、被災事業所の早期再開支援を行ってきた。

なお、現在設置している特別相談窓口は、次のとおり。（令和8年2月現在）

- ・東日本大震災に関する特別相談窓口：平成23年3月11日設置
- ・令和7年岩手県大船渡市における大規模火災に関する特別相談窓口：令和7年2月28日設置

・令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波に関する特別相談窓口：令和7年7月31日設置

② そのほかの対応

- 市内事業者への事業継続力強化計画（ジギョケイ）並びにBCP（事業継続計画）に関する周知

当所の広報紙である「商工しおさい」を活用し同制度並びに関連支援制度の周知を行った。なお、当所の広報紙は市の行政連絡員を通じ市内全戸に配付しているため、広く周知が図れる媒体であると考えている。今後も継続して周知を行う予定。

- BCPセミナーの開催

関係機関と共催でBCPセミナーを開催し、小規模事業者へ企業として防災・減災やBCP策定のきっかけづくりを行った。

- 損保会社と連携した損害保険への加入促進

企業の様々なリスクを担保し、災害による財産の損害のリスク回避を図るほか、休業時の資金確保を目的に全国商工会議所のスケールメリットを活かした低廉な保険料で加入できる団体保険（ビジネス総合保険、業務災害補償プラン、休業補償プラン等）の加入を奨励した。

*連携保険会社

東京海上日動火災保険㈱、損保ジャパン日本興亜㈱、三井住友海上火災保険㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱、岩手県火災共済(協)

- 災害時における被災状況の情報収集及び特別相談窓口の設置

前述した激甚災害のほか、地震や大雨、台風などの自然災害発生の際には、会員事業所をはじめ商工業者の被災状況の情報収集を行い、大船渡市ほか関係機関にその状況を報告している。

- 大船渡市津波避難対策検討会議への職員の派遣

大船渡市防災管理室が所管する大船渡市津波避難対策検討会議へ当所職員を委員として派遣し、津波発生時における避難方法等について、関係者間の情報共有をはかっている。

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- 事業継続力強化に関するセミナー 1回
- 事業継続力強化計画策定支援 2社（令和7年度 ※大規模林野火災復旧支援関連）

(4) 域内事業者の事業活動に影響を与える自然災害等の想定

地域の災害等のリスクや域内の事業者の状況は前述したとおりだが、その多くは、何らかの自然災害が想定される場所に立地している。

主に想定される自然災害の概要は次のとおり。

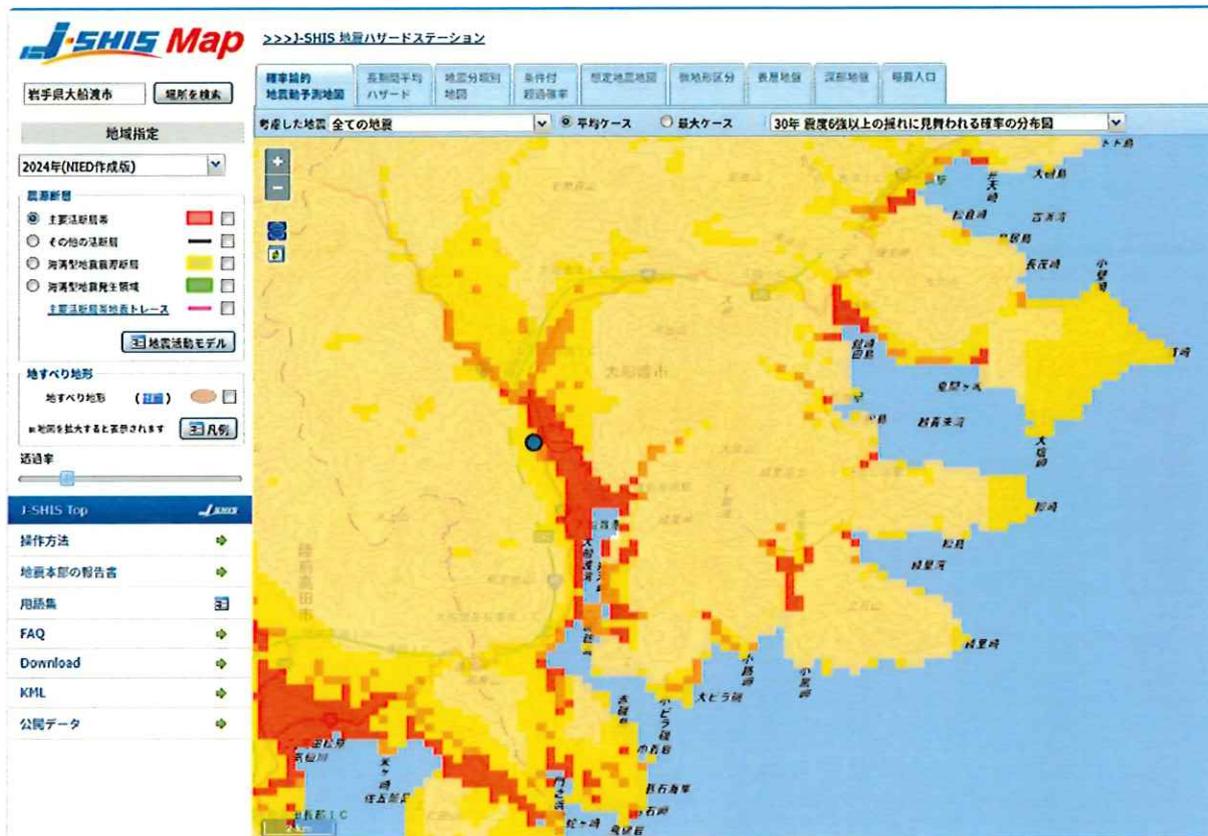
① 地震津波災害

岩手県公表の地震・津波被害想定において、大船渡市では、地震による最大震度は日本海溝モデルによる震度6強、津波による死者は東日本大震災クラスが最も多く、冬期間の18時ころで約400人と想定される。域内事業所の多くは、津波浸水想定区域に存在しており、早期の対応策が求められる。(地震ハザードステーション・津波ハザードマップを参照)

② 風水害

多くの事業所が洪水による浸水想定区域、大雨による土砂災害警戒区域内に立地しており、風水害の影響を受ける可能性を有している。(水害ハザードマップを参照)

参考資料 1 : 大船渡市中心部の地震発生確率
 (30年以内に震度6強以上の揺れに見舞われる確率の分布図)



資料出典：J-SHIS 地震ハザードステーション

2 本計画の策定及び実行に当たっての課題と対策

市内小規模事業者に対する防災・減災対策の支援には次のような課題があると認識している。

【課題】

- ① 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握不足
市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況について、その状況について正式に把握をする機会がなかった。このため、事業への取組の重要性伝達のアプローチが不足していた。
- ② 大船渡市関係部署との連携体制の必要性
これまでの災害の発生時には、大船渡市等と連携し、情報の収集と共有、応急対策の検討を行ってきた。今後も様々な災害リスクが想定されることから、市関係部署との間で十分に議論を深め、さらに強固な連携体制を構築する必要性が求められている。
- ③ 経営指導員等の支援スキルの不足
本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える当所経営指導員等職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。

【対策】

- ① 事業継続力強化の取組状況の把握
事業継続力強化の取組状況については、経済産業省ホームページに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当商工会議所会員へのアンケート・聞き取り等で実施する。
- ② 仮称：事業継続力強化支援協議会の開催
大船渡市防災管理室・商工港湾部、当所で年1回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ③ 職員向け研修会の実施
保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に関する専門的な助言を行う当所経営指導員等の不足については、国・県、日本商工会議所、中小機構、保険会社、金融機関など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。また、同機関が主催する研修への参加のほか、これらの機関の協力を得ながら当所職員向けの研修や勉強会を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

3 目標

大船渡市は、これまでも甚大な自然災害等による被害を受けている地域であることから、自然災害等による経営環境の変化への事前の備えや事後の早期の復旧を支援するため、前述した現下の課題を踏まえ、次の目標を掲げ、取り組みを行う。

- ① 事業継続力強化計画の策定の必要性に関する周知啓蒙活動の強化
小規模事業者に対し、自然災害リスク・感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ② 事業継続力強化取組への支援
市内の主要産業である製造業が多く集積する茶屋前・野々田地区、地域商業の中心となる茶屋前・野々田地区及び盛町字町地区の小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ③ リスクファイナンス取組の促進
支援においては、市内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が低いことが予想されるため、事業者BCPの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取り組みとして、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。
- ④ 数値目標（単年度目標）
前述の目標の達成のため、以下の目標を具体的に設定し取り組んでいくこととする。
・年間3社に対して事業継続力強化計画の策定支援を行う。

- ・年間5社に対して損害保険加入の取り組みを行う。
- ・上記目標達成のため、年1回セミナー・説明会を開催する。(当商工会議所で開催する定例会議での実施を含む)

※ セミナー・説明会の実施の際は、大船渡商工会議所における各種定例会(常議員会・議員総会、青年部・女性会など)において、専門家を招聘しての研修事業を実施する。会議とタイアップしての開催は集客面での効果的な実施が可能になるほか、当所の役員・議員等への啓蒙は、計画策定事業者の増加に向けての牽引役になってもらえる効果が期待できる。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

（1）域内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

経済産業省、大船渡市等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画等の事業継続力強化の取組状況を把握する。

（2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

① 自然災害等のリスク認識に向けた注意喚起

巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

② 情報の発信

大船渡商工会議所の広報やホームページ等において、国の施策の照会やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③ 事業者向けセミナー・講習会の実施

事業継続力強化の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

④ 職員向け研修会の実施

国・県、日本商工会議所、中小機構、保険会社、金融機関など他の支援機関の協力を得ながら当所職員向けの研修や勉強会を開催し、専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

（3）フォローアップ

① 防災訓練への参加の周知

大船渡市が実施する防災訓練への参加を促す。

② 窓口・巡回相談を通じたフォローアップの実施

巡回や窓口相談を通じて取組状況の確認を含めたフォローアップを実施する。フォローアップの際は、支援した事業者の計画期間を把握し、計画の見直しについての助言を行うほか、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる支援を行う。

（4）知見の共有及び事業継続力の底上げ

① 好事例の情報発信

広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。

② 連携型事業継続力強化計画の策定支援

同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

（5）関係団体等との連携

① 事業継続力強化計画並びにBCPの策定支援等

小規模事業者に対し、各種支援機関（中小企業基盤整備機構等）、損害保険会社及び専門家と協力・連携し、事業継続力強化計画の策定に向けた支援を実施する。

策定に際しては、まずは、簡易版である事業継続力強化計画から取り組み、その後段階的にBCPの策定につながるような支援も含むものとする。

- ② 普及啓発セミナー・リスクファイナンスに係るセミナーの実施
業務提携する損害保険会社や金融機関に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介、さらには、事業者のリスクファイナンスに係るセミナーや相談会を実施する。
- ③ 連携型事業継続力強化計画の策定支援
連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、(独法)中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
- ④ 周知活動の協力依頼
関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。
- ⑤ 発災時における被害状況調査の実施と支援体制ルートの確立
当市においては、東日本大震災や大規模林野火災といった自然災害が近年も発生した。それを受け、発災後の効果的な復興・復旧支援につなげるため、被災状況の把握と相談窓口の設置などの体制をその都度取ってきた。
災害の発生は今後も予想されることから、これまでの経験を踏まえ、引き続き、被害状況調査の実施と支援体制ルートの確立を図っていく。
なお、調査等の実施に当たっては、人命救助が第一としつつ、関係機関と連携し地区内の被害状況を把握し、その情報を共有し、より迅速な支援体制の確立をはかることとする。

【発災時における指示命令系統・発災時初期の連絡体制】

自然災害等の発災時に、地区内の小規模事業者の迅速な被害状況の把握と早期の災害復旧(直接・間接被害)を図るため、次のとおりの支援体制を構築し対応にあたる。

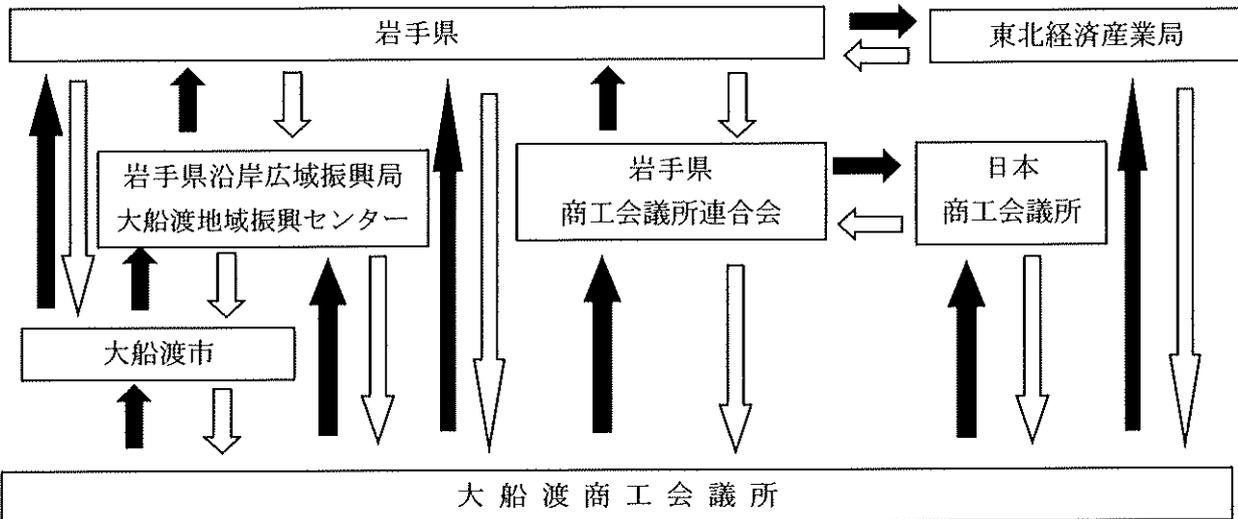
【地区内小規模事業者に対する支援体制の概要】

相談窓口の開設方法について、大船渡市等と相談する。

(大船渡商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)

- ・安全性が確保された場所において相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認し、的確な支援ニーズの把握に努める。
- ・被害状況の調査で得られた情報は、必要に応じ、大船渡商工会議所と大船渡市、その他関係機関で共有する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域から応援派遣を岩手県商工会議所連合会等に相談する。

【情報伝達の連絡体系図】

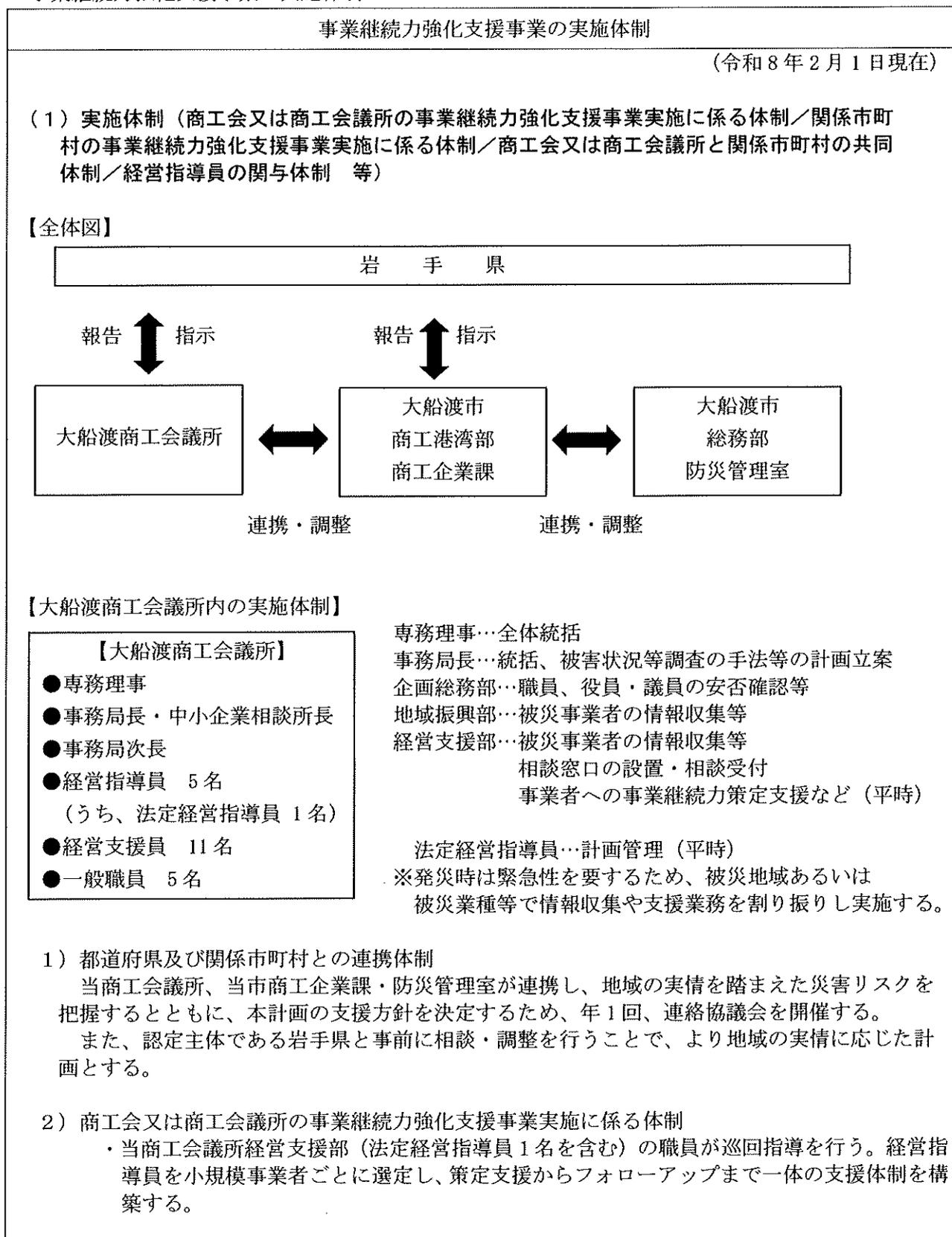


⑥ 仮称：事業継続力強化支援協議会の開催

大船渡市防災管理室・商工港湾部、当所で年1回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



・保険加入促進については、日本商工会議所と協定を結んでいる損保会社の専門家によるセミナー及び個別相談の体制とする。

3) 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・当商工会議所経営支援部（法定経営指導員1名を含む）内において、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・上記で把握・検証した実施状況を当商工会議所と大船渡市の連絡協議会（仮称：事業継続力強化支援協議会・年1回開催予定）において評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

4) 経営指導員等の資質向上に係る体制

当商工会議所職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 金野 正尚（連絡先は後述（3）①参照）

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗確認、見直し等フォローアップ

※ その他 ③ 広域経営指導員の当否 否

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岩手県へ報告する。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会／商工会議所

大船渡商工会議所

〒022-0003 岩手県大船渡市盛町字中道下2番地25

TEL ; 0192-26-2141 FAX : 0192-27-1010

E-mail : ofunato@chive.ocn.ne.jp

② 関係市町村

大船渡市 商工港湾部 商工企業課

〒022-0003 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地

TEL ; 0192-27-3111 FAX : 0192-26-4477

E-mail : ofu_syoko@city.ofunato.iwate.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
必要な資金の額	800	800	800	800	800
・取組状況把握のための調査事業費	200	200	200	200	200
・情報発信のためのパンフレット・チラシ 作成、その他広報費	150	150	150	150	150
・事業所向けセミナー・講習会開催費 職員向け研修会開催費	250	250	250	250	250
・専門家派遣費	150	150	150	150	150
・会議費等	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、各種事業収入、国補助金、岩手県補助金、大船渡市補助金、 日本商工会議所補助金、事業受託金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携事業者なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等